



第29回

「二〇一七年度大綱、決定!」

- 中小企業減税に所得制限・  
類似業種比準価額も見直し

自民党・公明党の与党は12月  
8日、二〇一七年度税制改正大  
綱を決定しました。

中小法人課税については二〇  
一五年度大綱で、資本金1億円  
以下を中小法人として一律に扱  
うことの妥当性について検討す  
ることを示した後、二〇一六  
年度大綱で、『資本金以外の指標  
を組み合わせること等により、  
法人の規模や活動実態等を的確  
に表す基準に見直すことについ  
て検討する』と一步踏み込んで  
いました。

国際課税では外国子会社合算  
税制について、適用対象法人の  
トリガー税率の廃止や、ペーパー<sup>1</sup>カンパニーの所得を原則会社  
単位で合算するなど大幅な改  
正となりました。

今回、中小法人課税にメスが  
入り、軽減税率の特例など措置  
法の中小企業優遇税制について、  
所得基準が要件として追加され  
ました。その一方で、中小企業

投資促進税制の上乗せ措置は対  
象設備の範囲の拡大策が盛り込  
まれた上で単独の制度として創  
設、所得拡大促進税制では税額  
控除率が引き上げられるなど政

資産課税関係では、広大地の  
評価方法の見直し、取引相場の  
定会社の要件の見直しなどに加  
えて、類似業種比準価額方式に  
ついて改正されることになりました。

②従来の機械装置に加え、器具  
備品や建物附属設備を広く対象  
に加えることで、サービス業も  
含めて広く中小企業の生産性の  
向上に資する措置へと改組され  
ます。

②従来の機械装置に加え、器具  
備品や建物附属設備を広く対象  
に加えることで、サービス業も  
含めて広く中小企業の生産性の  
向上に資する措置へと改組され

改正概要

中小企業経営強化税制の創設

[適用期間: 2019年3月31日迄]

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
対象設備	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
種 認 者	◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
税制措置	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※ ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	(税理士 光廣 昌史)
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除 (資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	適用期限は2年間で、従来の 工業会等の証明に加え、経営強 化法の認定を必要とする為、計 画の作成が必要となります。

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。

例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

あなたの経営羅針盤  
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスマツヒロ  
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007  
お申込みはHPから  
URL / <http://www.office-m.co.jp/>



第123回 DEPSセミナー

テーマ『平成29年度 税制改正について』

平成28年12月に与党税制改正大綱が発表されました。配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、居住用超高層建築物に係る課税の見直し、競争力強化のための研究開発税制の見直し、設備投資促進税制の創設などのほか、相続税等の財産評価の適正化や事業承継税制の見直しなどが盛り込まれました。本セミナーでは、その改正内容を詳しく解説する予定です。皆様ふるってご参加下さい。

- ◆日 時 平成29年2月22日(水) 13:30~16:30 ◆参 加 費 お一人様2,000円(税込)(DEPS会員無料)  
◆講 師 税理士 光廣 昌史・税理士 中山 昌実(DEPSパートナー) ◆定 員 20名  
◆会 場 広島城南リバーサイドBLD. 12階会議室 ◆お問合せ 株式会社 DEPS  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 TEL.082-296-5080